

## 社会福祉法人博由社 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博由社（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定める。

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週4日以上、法人の職務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については第4条に定める報酬等を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、第5条に定める報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、通勤手当支給取扱規程第2条及び第3条①の規定に準ずる額を支給する。  
ただし、車両を運転して通勤する場合は、通勤距離1km当たり20円を支給する。  
また、このとき、有料道路を使用することにより、通勤時間が30分以上短縮される場合は、その通行料金を支給する。
- (3) 常勤役員が職務のため出張したときは、出張旅費規程を準用し、その費用を弁償する。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額

(2) 非常勤役員等が会議に出席し、また、職務のため出張したときは、出張旅費規程を準用し、その費用を弁償する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表第3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給方法は、給与規則第5条及び第7条を準用する。

2 非常勤役員等に対する報酬等は、会議等に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出により立替金、積立金等を控除して支給する。

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合は、当該月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときの処理は、給与規則第4条の2を準用する。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月17日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額70万円
理事	月額55万円

別表2（非常勤役員等の報酬）

（1）理事

用務	日額
理事会等会議への出席	1万円
上記の他、法人業務のための出勤	1万円

（2）監事

用務	日額
監事監査、会議等への出席	1万円
上記の他、法人業務のための出勤	1万円

（3）評議員

用務	日額
評議員会への出席	1万円
上記の他、法人業務のための出勤	1万円

別表3

当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、別表1にかかわらず、職員給与に加えて本表の役員報酬を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額5万円